

岡山市介護保険事故報告事務取扱要領

平成 16 年 10 月 1 日作成

平成 18 年 7 月 13 日改正

平成 24 年 11 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）による、介護サービスを提供中に事故が発生した場合の介護保険事業者から岡山市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(報告の対象)

第 2 報告の対象となる事業者は、介護保険適用サービスを提供する指定介護保険事業者とする。

(報告先)

第 3 報告先は、別表の岡山市保健福祉局所管課（以下、「所管課」という。）とする。

(事故の範囲)

第 4 事業者が所管課へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。なお、報告対象とする事故は、過失の有無を問うものではない。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護保険施設サービスにおいては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病气死亡は報告対象外とする。但し、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（トラブルになる恐れのあるとき）は報告することとする。

ウ 「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。但し、通院の場合においては、加療を要しないものを除く。

エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに所管課に報告書を再提出すること。

(2) 施設等における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、食中毒及びインフルエンザ、感染性胃腸炎などの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律」第 12 条第 1 項に定める感染症及び疥癬・結核の発生が認められた場合

(3) その他、家族から苦情が出ている場合など、所管課が報告する必要があると認める場合

(報告)

- 第5 事業者は、第2に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書(報告様式)により、できる限り速やかに(3日以内)第1報を所管課に行うこと。第1報には、事故の概要までを記入し、提出すること。
- 2 事業者は、第1報後、概ね2週間以内に、1項にいう報告様式により、所管課へ第2報を行うこと。第2報は、第1報後の対応・経過、及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針までを記入し、提出すること。
- なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。
- 3 事業者は、第2報時に、必要に応じて所管課から求められた資料を提出すること。

(公表等)

- 第6 所管課は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。
- 2 所管課は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
- (1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合
 - (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
 - (3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表

介護保険サービス事故報告先

事業所の所在地	保健福祉局所管課
岡山市内	事業者指導課
岡山市外	介護保険課

☆介護保険サービスの事故報告先及び苦情処理窓口

(旧)
岡山市介護保険課



(新)
岡山市事業者指導課 在宅指導係
TEL(086)212-1013
FAX(086)221-3010

岡山市長 様

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

報告完了

第1報（発生後3日以内）

事業所番号		サービス種類	
名称			
所在地	電話 ()		
報告者	職	氏名	
被保険者番号		氏名	男・女
生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援 ()・要介護 ()
発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃		
発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 風呂/脱衣所 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ()		
直前の状況	<input type="checkbox"/> 移動中 <input type="checkbox"/> 移乗 <input type="checkbox"/> 立ち上がり <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> その他 ()		
種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥/異食 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 感染症等 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
事故結果 *最も症状の重いもの	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲/捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷/擦過傷 <input type="checkbox"/> その他 ()		
自立度 *介護保険施設のみ	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J () <input type="checkbox"/> A () <input type="checkbox"/> B () <input type="checkbox"/> C ()	認知症度 *介護保険施設のみ	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II () <input type="checkbox"/> III () <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M
事故の概要 (経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等)		報告先	報告・説明日時
		医師	/ :
		管理者	/ :
		担当ケアマネ	/ :
		看護師	/ :
			/ :
		保険者 家族：続柄 ()	/ :

第2報（第1報後2週間以内）

第1報後の対応・経過

損害賠償 有 (完結 継続) 無 未交渉

事故の原因

再発防止に関する今後の対応・方針

- 1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を保険者に提出してください。
- 2 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

(1) 事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

(2) 公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合

(3) 報告内容に虚偽が疑われる場合

(4) 県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

2 調査の効果的实施

調査を効果的に実施するために、上記1の(1)は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所（指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所）に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

附則（施行期日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

「介護サービス情報の公表」制度について

1 「介護サービス情報の公表」制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成18年4月1日から介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等で提供する仕組みとして導入されました。

本制度については、平成24年4月施行の介護保険法の改正により平成24年度から、都道府県知事が必要と認める場合に調査を実施し、手数料によらない運営ができる仕組みへと見直されました。

本県では、制度改正に対応した円滑な運用をめざし、平成23年度から手数料を徴さず運用をすることとし、調査事務及び公表事務を、県（保健福祉部長寿社会課及び各事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課）において実施しています。

2 平成25年度の運営について

＜新規事業所＞は「基本情報」を、基準日前の一年間に提供したサービスの対価としての支払いが百万円を超える＜既存事業所＞は「基本情報」と「運営情報」をシステムへの入力により報告していただき公表することになります。また、「県独自項目」「事業所の特色」が任意で公表できます。

なお、県が新たに定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。

具体的な平成25年度の事業運営については、平成25年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		平成25年度予定
公表内容	必須項目	基本情報 ----- 運営情報（既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目）
	任意項目	県独自項目 ----- 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表（H24.10 運用開始）
実施機関		県が直接実施（長寿社会課・県民局健康福祉課）

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載しています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

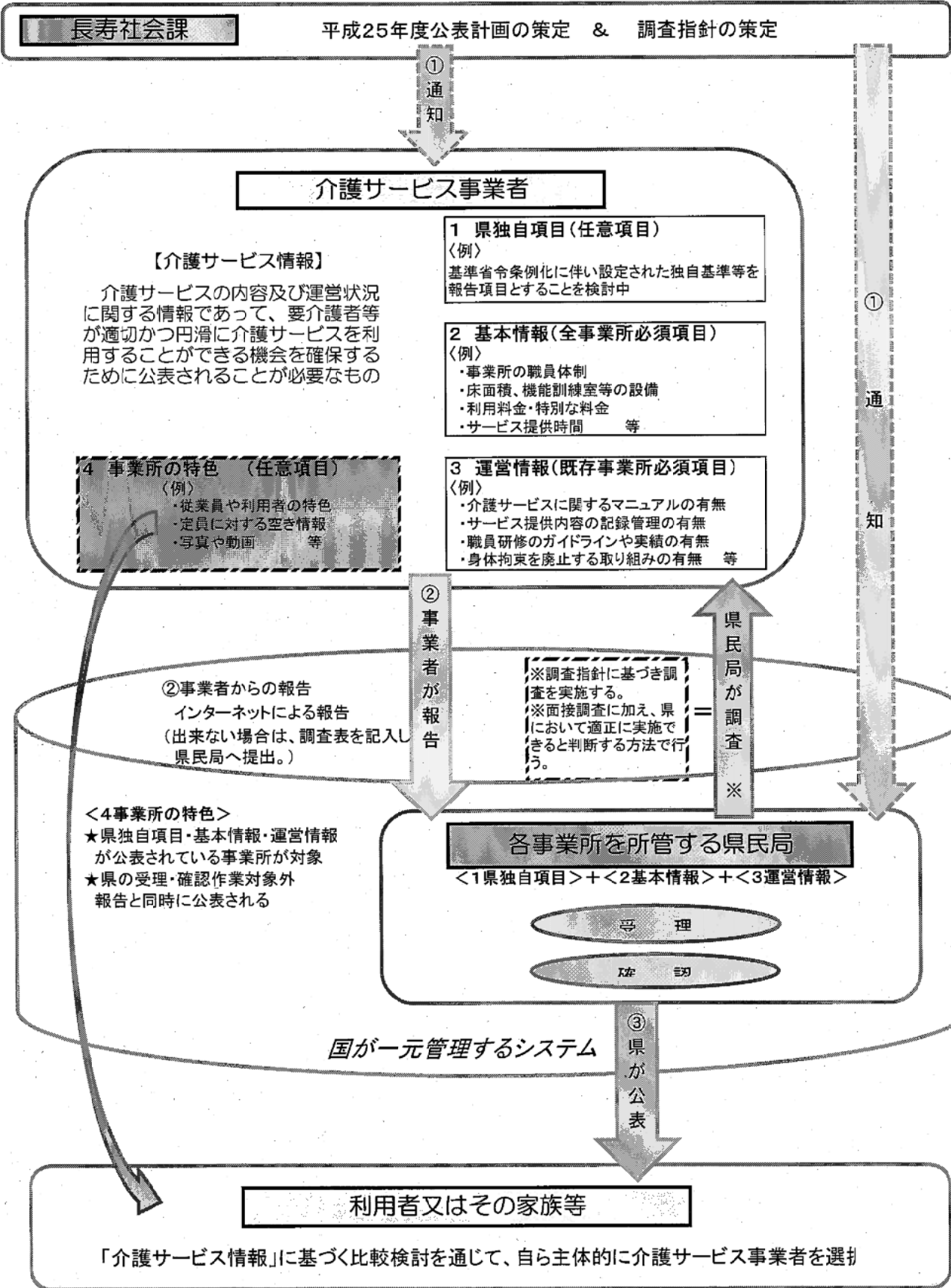
＞介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html>

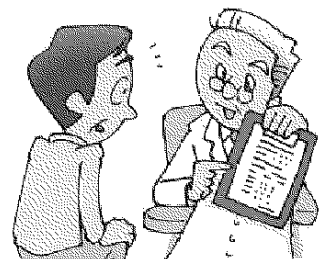
岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み



日常生活の注意点

ウイルスの感染経路は、咳やくしゃみなどによる「飛沫感染」。咳やくしゃみで飛び散ったウイルスが乾燥して空気中を漂う「空気感染」。ウイルスが付着したものに直接触れる「接触感染」の3つです。普通のかぜは接触感染が主で、インフルエンザは飛沫感染と空気感染が主な感染経路です。

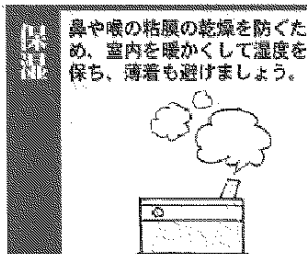
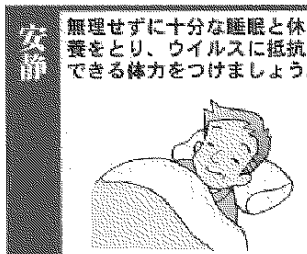
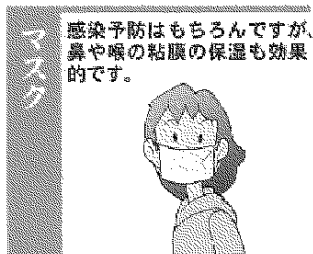


■ 日常生活の3原則

かぜやインフルエンザ対策の第一歩は、できるだけ原因となるウイルスの侵入を防ぐことです。特にかぜウイルスは「低湿・低湿度・乾燥」の環境で活動的になるため、空気が乾燥する時期や冬は特に注意が必要です。

■ 感染後の4原則

かぜの初期症状である、くしゃみや咳、悪寒などを感じたら、すぐに対処することが必要です。ウイルスは増殖力が強いので、「かぜかな？」と感じたその日のうちに対処しましょう。



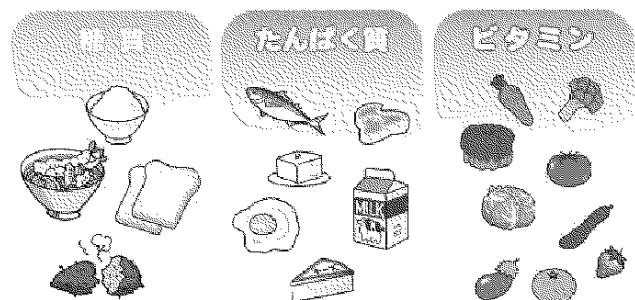
■ 十分な睡眠と栄養は特効薬

睡眠中は免疫細胞が活性化されますので、夜更かしや寝不足などの不規則な睡眠習慣は改善しましょう。また、普段からバランスのよい食生活を心がけることで、抵抗力がつき、かぜの予防や早期治療に役立ちます。

市販薬とのつき合い方

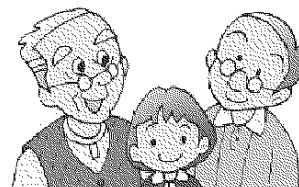
さまざまな市販薬が販売されていますが、薬はウイルスを根本的に退治するわけではなく、かぜの症状を一時的に和らげるにすぎません。市販薬は感染初期には有効ですが、過信は禁物です。1~2回服用しても効果が無い場合は軽視せず受診しましょう。

かぜに負けない3つの栄養素



■ ハイリスクグループの人は早期受診を

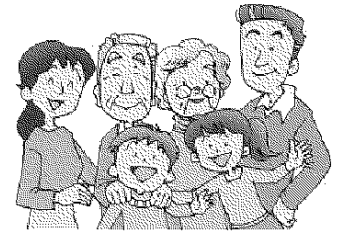
健康な人はインフルエンザウイルスに感染しても自己免疫力により、重症化することは少ないのですが、ハイリスクグループの人は、命に関わることもあります。家族の方は、流行時期には常に見守り、少しでもおかしいと思ったらすぐに医師の診断を受けましょう。



岡山市保健所 保健課 感染症対策係 ☎086-803-1262

かぜとインフルエンザ

「かぜは万病の元」といわれますが、実は「かぜ」という病名はなく、正式には「かぜ症候群」と呼ばれます。かぜは、ウイルスによる一過性の感染症の総称ですが、ウイルスの中で一番問題となるのは「インフルエンザウイルス」です。伝染力が強く、症状も重くなるので特に子どもと高齢者は注意が必要です。



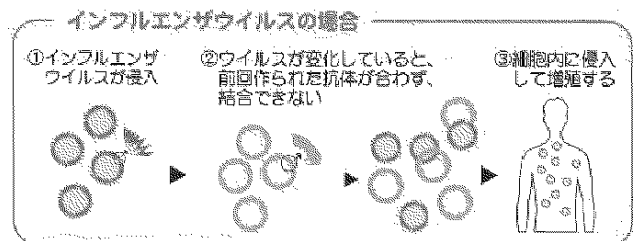
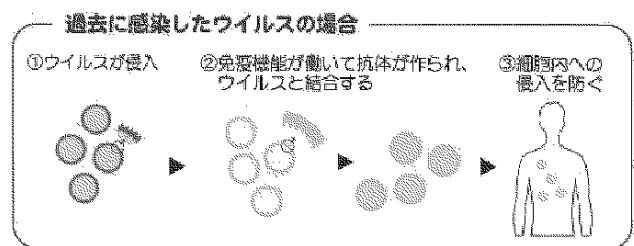
● かぜとインフルエンザの違い

インフルエンザもかぜの一種ですが、かぜの一般的な症状が咳やのどの痛み、鼻炎などの一過性の炎症に限定されるのに対し、インフルエンザは高熱や全身症状も強く、重症化する場合があります。

	インフルエンザ	かぜ
発 症	急に発症	徐々に発症
初期症状	発熱・悪寒・頭痛 など	くしゃみ・鼻水・喉痛 など
主な症状	発熱・筋肉痛・関節痛 など	徐々に発症
発 熱	38~40℃	ないか、微熱
合 併 症	気管支炎・インフルエンザ肺炎 細菌性脳炎・脳症 など	ほとんどない
病 原	インフルエンザウイルス A型・B型・C型	アデノウイルス・コロナウイルス ライノウイルス・RSウイルスなど 200種類以上のウイルス、 マイコプラズマ・細菌 など

● やっかいなインフルエンザウイルス

人体には、侵入したウイルスを記憶する免疫機能があり、一度感染したウイルスが侵入しても、感染しないか軽症で済みます。しかし性質が変化するインフルエンザウイルスは、その免疫機能をすり抜けてしまうのです。



● ハイリスクグループは特にご用心

免疫機能や抵抗力が弱い子どもや高齢者、妊娠中の方、特定の疾患のある方などは、ハイリスクグループと言われ、ウイルスに感染すると重症になる可能性があるため特に注意が必要です。

注意が必要な
主な
ハイリスクグループ

- 乳幼児
- 妊婦
- 高齢者
- 心疾患患者
- 慢性肺疾患患者
- 腎疾患患者
- 代謝異常患者
- アルコール依存症患者
- 免疫不全の方 など

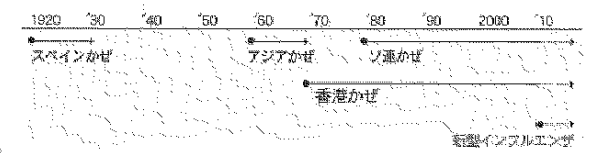


インフルエンザによる
主な合併症

- 中枢神経系
急性脳炎/脳症/ライ症候群/ギランバレー症候群など
- 呼吸器・耳鼻科系
中耳炎/副鼻腔炎/気管支炎/肺炎など
- 心血管系
心筋炎
- 肝臓
肝障害
- 腎臓
腎不全
- 筋
筋炎/腱

ヘルシーコラム ~インフルエンザ大流行の歴史~

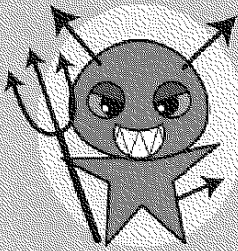
感染力が強いインフルエンザは、数十年に一度、大流行することがあります。「スペインかぜ」として猛威を振るったインフルエンザは全世界で6億人が感染し、死者2,500万人の被害をもたらしました。その後、「アジアかぜ」「香港かぜ」「ソ連かぜ」が世界的に大流行しました。そしてついに、2009年に新型インフルエンザが登場し、世界的な規模の拡大が懸念されています。新型のインフルエンザは感染力が強い一方、多くは軽症のまま回復していますが、基礎疾患を持つ患者の方は重症化しやすい傾向にあります。今後の対策として、確実な情報の把握と、適切な予防と治療が求められています。



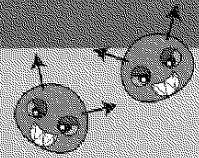
岡山市保健所 保健課 感染症対策係 ☎086-803-1262

ノロウイルスによる感染性胃腸炎を防ぎましょう!

1. ノロウイルスの特徴

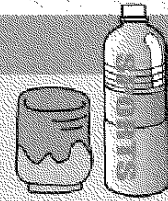


- ① 感染力が強い
ウイルスが10~100個程度の少ない量でも感染します。
- ② 人から人に感染する
感染者の便やおう吐物には大量のウイルスが含まれ、それらを介して感染が広がります。
- ③ 消毒剤が効きにくい
アルコールは、ノロウイルスに対して消毒効果がありません。
※消毒方法は裏面をご覧ください。



2. 主な症状

- 吐き気・おう吐・腹痛・下痢・発熱(38℃以下) など
- 潜伏期間は、感染してから1~2日
- 通常、発症後3日以内で軽快し、予後は良好であるが、発症当日の症状が激しい。

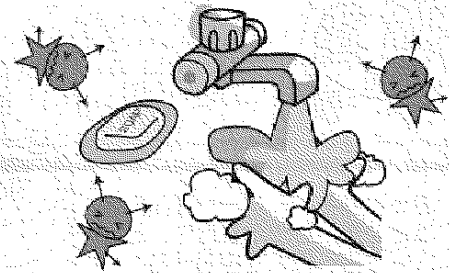


感染を防ぐには

洗い残しはありませんか?

ノロウイルスは消毒液が効きにくいいため、石けんと流水でしっかり手を洗って、ウイルスを洗い流してしまうことが一番の感染予防になります。

手洗い



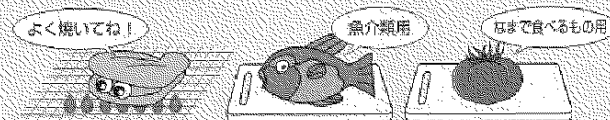
こんな時は、特に手洗いをしっかりしましょう!

- ① 食事の前
- ② 調理前
- ③ トイレの後
- ④ おむつ交換の後
- ⑤ おう吐物を始末した後

食中毒にならないために!

- ① 二枚貝を食べる時には、中心温度が85℃で1分以上を目安にしっかり加熱しましょう。
- ② 魚介類を扱った調理器具と、生のまま食べる野菜などでは、調理器具を分けるか、十分洗浄するようにしましょう。
- ③ まな板やふきんなどは、熱湯か塩素系漂白剤で消毒しましょう。

食品は



トイレは清潔に!

トイレは清潔に掃除し、特に手の触れるドアノブ、水洗レバー、水道の蛇口、電気のスイッチなどは念入りにしましょう。

トイレで



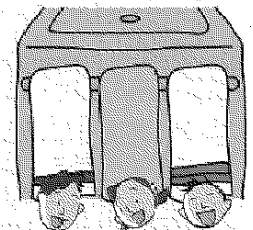
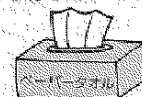
もしもノロウイルスに感染してしまったら...

感染時の看護のポイント

- ・脱水予防のために、水分をしっかりと補給しましょう。
- ・おう吐や下痢症状がある場合、早めに医療機関を受診しましょう。
- ・乳児や高齢者は、おう吐時の誤えんに注意しましょう。(窒息や誤えん性肺炎の原因になります。)

他の人への感染を防ぐために

- ・症状のある人は、最後に入浴するかシャワーのみにし、混浴を避けましょう。
- ・タオルやバスタオルは共用しないようにしましょう。

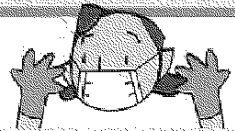


ご相談はお気軽に

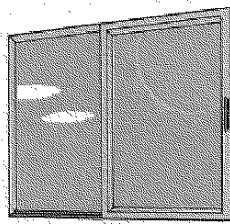
岡山市保健所保健課 感染症対策係 ☎086-803-1262

消毒のポイント

- ・ノロウイルスの消毒に効果があるのは、次亜塩素酸ナトリウムと85℃で1分以上の加熱です。
- ・おう吐物や便を扱う時は、ビニール手袋・マスク・ガウンなどを着用しましょう。



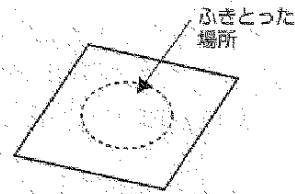
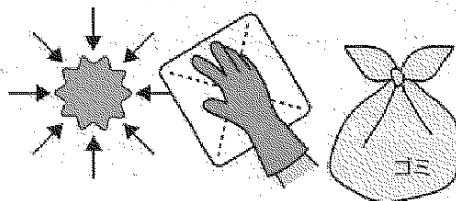
おう吐物の処理は



① 窓をあけて換気する。

② ペーパータオルや布などを軽く湿らせ、おう吐物に覆いかぶせ、外から中へふき取る。使用したペーパータオルなどは、ビニール袋へ入れ、口を縛って捨てる。

外から中へ外から中へ

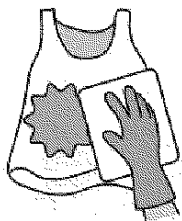


③ ふき取った部分とその周囲を1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム液を含ませたもので覆い、10分放置する。



④ 覆った部分を水ぶきして終了。

おう吐物や便の付着した衣類の洗濯は



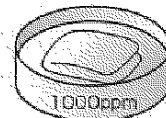
① おう吐物をペーパータオルなどを使用してふき取り、ビニール袋へ入れて密封する。

② 洗剤を入れた水の中で静かに下洗いをする。

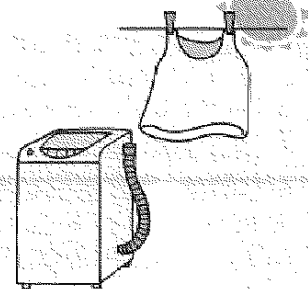
洗たくの水しぶきの中にはウイルスがたくさんいるよ！
注意!!



③ 85℃・1分以上の加熱か、1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム液に漬けて10分放置する。



④ 他のものと分けて洗たくする



使用した手袋・マスク等は、ビニール袋に入れて処分するか、再利用する場合は消毒をしましょう。処理した後は、入念に手洗いをしましょう。

消毒液のつくり方

	50倍希釈液 (1000ppm)	250倍希釈液 (200ppm)
つくり方	水500ml 塩素系漂白剤10ml 500mlのペットボトル1本 ペットボトルのキャップ2杯	水500ml 塩素系漂白剤2ml 500mlのペットボトル1本 ペットボトルのキャップ半杯
使用する場所	おう吐物や便で汚染された場所や衣類の消毒	調理器具、床、トイレのドアノブ・便座等の消毒

消毒時の注意事項

- 漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液の塩素濃度は約5%です。
- 消毒する際は、薬剤の「使用上の注意」をよく読みましょう。
- 食べたもののカスなどが付着している場合、消毒効果が著しく低下します。
- 塩素系漂白剤は金属腐食性があるので、金属部分を消毒した場合は必ず水拭きしましょう。

資料5 事業者指導課（在宅指導係）からのお知らせ

1. 平成25年4月1日以降に「体制届」を提出する場合、新たに「変更届出書」（様式第4号）が必要となります。

平成24年度までは、「体制届」を提出する際に、「指定居宅サービス事業者等変更届出書」（様式第4号）の提出を不要としていましたが、平成25年度からは、新たに提出を求めることとします。「変更があった事項」の20番・介護給付費の請求に関する事項に○を付して、変更の内容、変更年月日等を記載の上、「体制届」と併せて提出してください。

2. 「体制届」に係る様式及び手引きのホームページ掲載について

岡山市事業者指導課のホームページ（下記参照）に「体制届」の必要書類を掲載しました。

・「体制届」http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00042.html

今後は、上記の岡山市版「体制届」の様式及び手引きをご使用ください。

※上記の届出に係る提出書類等については、現在見直しを検討中です。

平成25年3月中に、平成25年度版に更新する予定となっていますので、定期的に岡山市事業者指導課ホームページを確認してください。

< 岡山市事業者指導課ホームページ >

(http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html)

【岡山市ホームページのトップページ】の左下の【市役所のご案内（組織・部署案内）】

→ 【保健福祉局】 → 【事業者指導課】 → 【事業者指導課のトップページ】

→ 【介護保険（在宅型サービス）】

3. 「条例施行規則」及び「運用上の留意事項」のホームページ掲載について

条例の制定に伴い、本市独自に規定した基準等について、条例施行規則及び運用上の留意事項を定める予定です。平成25年3月中に岡山市事業者指導課ホームページに掲載する予定ですので、必ず確認してください。

4. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、原則として「質問票」により、FAXにて送信してください。

指定居宅サービス事業者等変更届出書（記入例）

平成25年 4月10日

岡 山 市 長 様

所在地 岡山市北区大供丁目〇—〇〇

届出者 法人名称 医療法人ミコロ・ハコロ会

代表者氏名 理事長 見頃 葉子



(法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、指定居宅サービス事業者等の変更について次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
指定（許可）内容を変更した事業所（施設）		名称	ミコロ・ハコロ診療所										
		所在地（開設場所）	岡山市北区大供丁目〇—〇〇										
サービスの種類		訪問看護・介護予防訪問看護											
変更があつた事項		変更の内容 緊急時訪問看護加算											
1	事業所（施設）の名称	(変更前) ・緊急時訪問看護加算なし											
2	事業所（施設）の所在地（開設場所）												
3	申請者（開設者）の名称												
4	申請者（開設者）の主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名												
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）												
7	施設と本体施設との移動経路及び方法等												
8	事業所（施設）の種別												
9	併設施設の概要												
10	提供する（介護予防）居宅療養管理指導の種類												
11	事業所（施設）の建物の構造概要、平面図及び設備概要												
12	備品の概要（訪問入浴介護に限る。）												
13	入院患者又は入所者の定員	(変更後) ・緊急時訪問看護加算あり											
14	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴												
15	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴												
16	福祉用具の保管及び消毒方法（委託等をしている場合にあっては、委託等の契約の内容）												
17	運営規程												
18	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容												
19	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
20	介護給付費の請求に関する事項												
21	役員の氏名、生年月日及び住所												
22	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地												
23	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												
変 更 年 月 日		平成25年 5月 1日											

- 備考 1 該当項目番号に ○ を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

【質問票】

平成 年 月 日
岡山市事業者指導課在宅指導係あて
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別		事業所番号	33
所在地			
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			